

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区第54回年次大会決議報告書

【代議員総会】

1. 2008～2009 年度 330-A 地区・地区ガバナー選出の件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

東京八王子陵東ライオンズクラブ所属のL石井征二（いしい せいじ）が、全員一致で選出された。

2. 2008～2009 年度 330-A 地区・副地区ガバナー選出の件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

東京日本橋ライオンズクラブ所属のL岡野忠生（おかの ただお）、東京王仁ライオンズクラブ所属のL安王錫（あん わんそく）の2名で選挙投票を実施

選挙投票の結果、出席代議員数536名、投票数530票、有効投票数523票、無効投票数7票

有効投票数の内訳は、L岡野忠生294票、L安王錫229票

したがって、2008～2009 年度 330-A 地区副地区ガバナーに、東京日本橋ライオンズクラブ所属のL岡野忠生が選出された。

『分科会関係』

各分科会において、決議された事項は、代議員総会において承認された。

【運営・協力、政策・会則・長期計画、中間法人連携、事後処理、選挙制度検討、ライオンズカード推進分科会】

1. 奉仕活動が次年度以降にまたがるものについては、年次大会の決議をするものとし、次期以降は事後処理委員会（仮称）が資金管理をする件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

案文を下記のとおり修正して承認可決。

内規案第4条第二文は削除。第7条1項の「後記」を次期とする。

内規は別紙のとおり。

2. 愛の泉緊急災害援助資金から有限責任中間法人 330-A 地区支援会に対し、預託金返還資金として預託する件（政策・会則・長期計画委員長提案）

〔決議〕

承認可決

3. 愛の泉緊急災害援助資金規則を次のように改正する件
(政策・会則・長期計画委員長提案)

1、規則の表題の「愛の泉」を削除し、第1条も改正する。

2、第3条（資金の運用）を次のように改正する。

①地区ガバナーが緊急災害度合を判断し運用することのほか、この資金の運用が330-A地区に特に必要と認めた場合には地区キャビネット会議に諮り、愛の泉資金を使用することが出来る。

②本資金の支出対象である緊急災害は、330 複合地区内の緊急災害とする。

③特に緊急性を要する緊急災害アクティビティについては、地区ガバナーは金200万円までガバナー決裁で支出することができる。金200万円を超える場合は、地区キャビネット会議の決裁を必要とする。

④地区内において、緊急災害援助募金を実施した場合は、その募金から本資金より支出された金額相当額を組み入れることとする。

3、附則に次の事項を追加する。

2008年4月19日 本規則表題、第1条、第3条を改正

〔決議〕

上記1は削除して改正しないものとし、かつ、3の「本規則表題、第1条」を削除して承認可決。

4. キャビネットの一般会計（2006～2007年度）の貸借対照表・財産目録の欄記載の「出資金3,000,000円」を貸付金「3,000,000円」と訂正する件

（政策・会則・長期計画委員長、中間法人連携委員長提案）

〔決議〕

承認可決

5. 「ライオンズクラブ国際協会 330-A地区と有限責任中間法人 330-A地区支援会間の人的・物的連携に関する規定」の一部改定

（政策・会則・長期計画委員長、中間法人連携委員長提案）

〔決議〕

承認可決

（改定案は別紙のとおり）

6. ①2004～2005年度の決議「ライオンズカード還元金を有限責任中間法人 330-A地区支援会の事務局取得に対する支援預託金の返済原資として積み立てる」を取消す件

②カード会社からの還元金は全て各クラブに還元する（ライオンズカード推進委員長提案）

〔決議〕

承認可決

【経理、財務・会計処理分科会】

1. 2007～2008年度 330-A地区上半期会計報告書承認の件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

承認可決

ただし、下記意見付帯

「愛の泉緊急災害資金からの短期貸付金については、次年度代議員会において十分に論議する」

2. 2006～2007 年度 330-A 地区会計報告書承認の件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

承認可決

3. 2007～2008 年度以降の家族会員地区費について、2 人目以降 5 人目まで家族会員の会員負担地区費及び地区特別運営費を 2 分の 1 と軽減する件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

承認可決

4. 2008～2009 年度地区クラブ費として 1 クラブ 1 ヶ月 2, 0 0 0 円拠出の件
(副地区ガバナー提案)

〔決議〕

承認可決

5. 2008～2009 年度地区費として 1 メンバー 1 ヶ月 4 8 0 円拠出の件
(副地区ガバナー提案)

〔決議〕

承認可決

6. 2008～2009 年度地区特別運営費として 1 メンバー 1 ヶ月 2 0 0 円拠出の件
(副地区ガバナー提案)

〔決議〕

承認可決

7. 2008～2009 年度地区大会費として 1 メンバー 1 ヶ月 1 0 0 円拠出の件
(副地区ガバナー提案)

〔決議〕

承認可決

8. 2008～2009 年度地区特別大会費として 1 メンバー 1 ヶ月 5 0 円拠出の件
(副地区ガバナー提案)

〔決議〕

承認可決

付帯意見「IT化を推進すれば、キャビネット費用が軽減できる。」

9. 「330-A地区協賛金、義援金等に関する内規」制定の件（地区ガバナー提案）

〔決議〕

当分科会で審議すべき案件ではないので審理しないこととする。

【指導力育成、会員増強、エクステンション・リテンション、PR情報、IT、大会参加、女性参加・家族会員増強分科会】

1. 「2008～2009年度330-A地区アクティビティ・スローガン」決定の件

（地区ガバナー提案）

〔決議〕

「L字の誇り 改革と感動の一年！！」（東京八王子陵東LC）が決定された。

2. シンポジウム

テーマ① 女性会員増強の方法と意義および家族会員制度について

国際会長の方針でもあり、その意義と具体的方法について活発な意見の交換がなされた。

テーマ② ITによる各クラブ間の相互連絡の現状と意義

キャビネット各クラブとの間においては、ITによる連絡通知が原則となっていることを意識し、これを各クラブ間においても推進したいとの意見が交換された。

テーマ③ ライオンズ会員としての自覚と社会的役割および国際大会等参加の意義の再確認

奉仕団体の一員としての自覚、国際協会の一員であることの重要性を再確認する意見の発表が活発になされた。

【アクティビティ分科会（I）】

（LCIF・CSFⅡ特別、社会福祉、環境保全、緊急対策）

シンポジウム

テーマ① CSFⅡ活動の終期を迎えてLCIFに対する期待について

姉川LCIF、CSFⅡ委員長より、100パーセントを超えた達成率の発表と奉仕活動に援助交付金を利用されたいとの報告があった。

テーマ② 緊急事態に対応するライオンズクラブの態勢について

梶原緊急対策委員長より、東京直下型地震に対する対応要綱の冊子を各クラブに送付したこと、東京消防庁認定上級技能講習会開催の報告があった。

テーマ③ 環境保全にあたり、ライオンズクラブとして当面なしうる活動について

風間環境保全委員長より、当面なしうる活動についての報告と「環境保全委員会の常設」「委員の一部留任」「330-A地区環境問題プログラム」の継続の訴えがなさ

れた。

【アクティビティ分科会（Ⅱ）】

（薬物乱用防止、国際協調、Y E、クエスト・青少年育成レオ）

シンポジウム

テーマ① 青少年育成問題（非行、薬物使用、いじめ等）に関するライオンスクラブの対応の現状と今後の課題

- ・黒田薬物乱用防止委員長より、「薬物乱用防止教育講師認定」制度の拡大とその実施が要請された。
- ・島田Y E委員長より、Y Eの孤児受入れの現状報告がなされた。
- ・橘クエスト・青少年育成レオ委員長より、クエスト青少年育成の重要性と活動強化の必要性が説明された。

テーマ② 国際協調の意義と促進方法について

高麗国際協調委員長より、国際間の姉妹クラブ提携より、連帯感、充実感等に基づく奉仕活動が活発化される等の報告がなされた。

上記各委員長の報告等の後、熱心な意見交換がなされた。

【アクティビティ分科会（Ⅲ）】

（献血・エイズ、献眼・献腎、骨髄移植）

シンポジウム

テーマ① 骨髄移植の原状と今後の課題

「基調講演」

財団法人 骨髄移植推進財団 大久保英彦広報渉外部長

上記財団の木村成雄の挨拶がなされ、その後大久保広報部長の基調講演および骨髄移植の重要性の再確認およびさらなるドナー登録者の増加が望まれている現状の報告がなされた。

そしてその後、活発な意見の交換がなされた。

「330-A地区 協賛金・義援金等に関する内規」

本規約は、キャビネットの運営をスムーズに行うために作られた規約である。

(協賛金の使用)

第1条 特定の委員会名で得た協賛金は、他の目的、他の委員会に使用してはならない。

(協賛金の使用禁止)

第2条 協賛金は、その委員会の奉仕活動に使用するものであつて、委員会等会合の飲食には使用出来ない。

- ①. 会議費（飲食を伴う）等も参加者から会費を徴収し、その会費を会議費等に充当する。
- ②. セレモニー費用等の飲食を伴うものは、その飲食費に相当する会費を参加者から徴収する。

(協賛金の剰余金)

第3条 委員会の奉仕活動後、協賛金に剰余金が生じた場合のその処理は、地区年次大会の決議を得て、期末に処理をする。

(複数年間の事業)

第4条 奉仕活動が、次年度以降にわたることとなった場合は、地区年次大会で決議を得ること。

(協賛金の管理)

第5条 各委員会の協賛金は、キャビネット会計が管理をする。

- ①. 委員会の担当者は、詳細で明確な請求書を作り、キャビネット会計に請求をする。
その際、全て領収書を添付すること。
- ②. 書類及び金銭の引渡しは、「引渡し書」・「引受け書」を担当者とキャビネット会計の双方で交わし、一部ずつ7年間保管し、もう一部はキャビネット事務局で保管をする。

(引渡し方法)

第6条 期末・期首時の書類及び金銭等々の引渡しは、「引渡し書」・「引受け書」を新旧の担当者（キャビネット幹事・会計）双方で交わし、一部ずつを7年間保管し、もう一部はキャビネット事務局で保管をする。

(引渡し期日)

第7条 次期への書類及び金銭の引渡しは、3ヶ月以内に行う。

- ①. YE委員会の書類及び金銭の引渡しは、3ヶ月以内に行う。

(説明の義務)

第8条 当時の会計に関与する者（幹事・会計・委員長等）は、退任後もそれに係わる件について後に説明を求められた場合は、速やかに説明を行う。

本規約は2008年7月1日より施行し、変更には地区年次大会の決議を要する。

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区と有限責任中間法人
330-A 地区支援会間の人的・物的連携に関する規定

〔改定 〕

(理由) 人的・物的連携に関する規定の一部改正

第 1 条 ライオンズ国際協会 330-A 地区(以下単に甲という)の地区運営費の節約及び運営上の便宜のために、キャビネット事務局用事務所の所有等の目的で有限責任中間法人 330-A 地区支援会(以下単に乙という)を設立したことに伴い、甲と乙とが綿密な人的・物的連携関係を構築し、もって両者の共存共栄を図ることを目的として本規定を制定する。

第 2 条 乙の理事は、甲の現・前地区ガバナー・幹事・会計・委員長又は理事経験者のうちから、現地区ガバナーにおいて推薦する。

第 3 条 乙の代表理事は、甲の現・前地区ガバナー・幹事・会計又は理事・委員長を経験した者の中から推薦される。但し、初年度は現地区ガバナーとする。同監事は、少なくともその 1 名は、甲の現副地区ガバナーが就任する。

第 4 条 甲は、乙がキャビネット事務局用物件を取得するための資金に充当するため、甲所属の各ライオンズクラブ及びそのメンバーから資金を借り入れることを承認する。

第 5 条 甲キャビネット事務局の事務所は、乙において選定・提供した物件をもってこれに当て、他の場所に設置しない。

第 6 条 甲・乙間に生じる各種運営上の事項を協議するために、甲に特別委員会を設置する。本規定を改定・廃止するときは、特別委員会における協議・可決を経るものとする。

附則

1. 本規定は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。
2. 本規定の改定・廃止はキャビネット会議の決議による。

改定

1. 平成 20 年 4 月 19 日代議員総会において、第 2 条・第 3 条・第 6 条・附則 2 を改定し、同日施行する。